

○ 療養補償費の請求が1年以上ない既裁定消防団員の取扱いについて

(平成2年3月22日 消基発第139号発)

今般、基金においては、療養補償に係る事務の適正化を図るため、1年以上、当該補償費の請求がない者については、当該傷病は既に治癒しているものと推定し、下記のとおり、関係書類を整理するマニュアルを定めましたので、御参考までにお知らせします。

なお、消防補償等事務組合におかれましては、管下市町村にもよろしく御指導下さいますよう併せてお願い申し上げます。

記

- 1 基金が療養補償等に要する経費の支払いを行った日の属する月の翌月以降1年以上に亘り、当該補償費の請求がない者については、その者の傷病は既に治癒（症状固定）したものと取り扱う。

ただし、傷病の特質等により、経過観察等の必要が医学的に認められるものについては、この限りではない。

- 2 1に該当するものについては、別紙様式により関係市町村（組合）に通知する。

別 紙

消基発第 号

平成 年 月 日

各市町村（組合）長あて

消防団員等公務災害補償等共済基金

事 務 局 長 名

傷病の治ゆの推定について（通知）

下記の者に係る標記のことについては、前回、基金が貴職に対して療養補償等に要する経費を支払った以後、相当期間に亘り、当該補償費の請求が行われておりません。

当基金においては、当該傷病は、既に治ゆしたものと推定し、整理しましたので連絡します。

記

氏 名	事故発生日	最終支払日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日